



■申請（次の全てを満たす方）

- 1, 空き家バンクに登録している所有者の方である。若しくは申請と同時に登録する予定である。
- 2, 現在、その物件が1年以上空き家である。
- 3, 工事契約前である（※すでに契約済みや着手済みではない）。
- 4, 賃貸物件である。
- 5, 昭和56年6月以降の建築、または耐震工事（耐震工事決定済み含む）を行う計画である。
- 6, 改修工事後、居住（または貸与）を開始する具体的な計画がある。
- 7, 改修工事後、10年間空き家バンクへの登録義務があることを理解している。
- 8 令和9年2月10日までに改修工事が完了し、支払いが完了する計画である。

※上記の内容をご確認の上、□に✓をいただきご提出をお願いします。